

規制改革会議関連資料（抜粋）

規制改革会議の「規制改革推進のための第3次答申」に関する  
対処方針について

〔平成20年12月26日〕  
閣議決定

規制改革会議の「規制改革推進のための第3次答申」（平成20年12月22日）に示された「具体的施策」を最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組むとともに、平成20年度末までに「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）を改定する。

「規制改革推進のための第3次答申」（抜粋）

（平成20年12月22日規制改革会議）

## Ⅱ 各重点分野における規制改革

### 5 社会基盤

#### （2）労働分野

##### ⑥ 最低賃金制度の見直し

###### 【具体的施策】

最低賃金制度の効果検証の実施【平成21年以降検討、逐次措置】

最低賃金制度については、欧米の先行した実証研究を参考に、我が国の労働市場に即した方法で、最低賃金法の施行状況、最低賃金引き上げが所得分配や雇用に与えた影響等に関し、労働者、使用者双方について事後検証を十分に実施し、その結果を国民に開示するとともに、必要に応じて労働政策にも反映していくべきである。